

経営力向上計画 申請書記載のポイント

東北経済産業局申請用

令和2年10月更新

東北経済産業局 経営支援課

まえがき（※必ずお読みください）

本ポイントは、中小企業等経営強化法に基づく『経営力向上計画』の申請を東北経済産業局あてに行う事業者及びこれらを支援する認定支援機関向けに策定したものです。

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に申請書が受理される必要があります。

申請先が東北経済産業局でない場合、本ポイント以外の修正のお願いや添付書類を求められることがあります。申請先が当局でない場合は、申請先に事前にお問い合わせください。

本内容は、あくまで記載にあたってのポイントをまとめたものであり、「4 現状認識」や「6 経営力向上の内容」については、記載例を参考に申請者の状況に合わせて具体的に記載してください。

また、経営力向上計画は、本社所在地及び計画で取り組む事業内容により申請先が異なります。

本資料以外にも、中小企業庁及び東北経済産業局のHPから「経営力向上計画策定・活用の手引き」等入手し、最新の情報をご確認ください。また、経営力向上計画についてご不明の点は、以下でも相談対応を行っておりますので、お気軽に下記あてお問い合わせください。

なお、本ポイントは予告なく変更されることがありますので、東北経済産業局のHPで最新の情報をご確認ください。

【経営力向上計画相談窓口】

中小企業庁 事業環境部 企画課 (☎03-3501-1957)

東北経済産業局 産業部 経営支援課 (☎022-221-4806)

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合の
み、様式第2でご申請ください。なお、様式第2で申請する
場合、申請書は都道府県経由で提出する必要があります。

様式第1、第2

経営力向上計画に係る認定申請書

(記載例)

申請日は、実際に申請書を提出する日(投函日)を記載ください。

令和 年 月 日

東北経済産業局長 殿

住 所 ●●県○○市1-1-1
名 称 及 び 株式会社TOHOKUMETI
代表者の氏名 代表取締役 東北 太郎 印

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

●申請先について

- ・本社所在地と事業分野によって申請先が異なります。
- ・東北経済産業局が申請先になるのは、以下の2点を満たす事業者です。
 - ① 本社が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県のいずれかにあること。
 - ② 経営力向上の取組が経済産業省の所管している事業分野であること。

※事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁ホームページ→経営サポート_経営強化法による支援→3-4 事業分野と提出先)

上記にて申請先がご不明の際は、「日本標準産業分類」で該当する事業分野をご確認のうえ個別にお問い合わせください。

●宛名について

- ・事業分野が単独省庁の所管の場合と複数の場合とで記載が異なります。
- ・事業分野が経済産業省の単独の所管の場合(かつ本社が東北の場合)は、以下のように記載してください。

「東北経済産業局長 殿」

- ・事業分野が経済産業省を含む複数の省庁をまたぐ場合(かつ本社が東北の場合)は、以下のように連名で記載してください。

「東北経済産業局長 殿」

「(組織の長) 殿」

●代表者の役職及び氏名について

- ・「代表取締役」等の役職を忘れずに記載してください。
- ・氏名を自署する場合は、押印は省略できます。押印する場合は、代表者印としてください。
- ・共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、代表者以外の参加企業については、その下に続けて住所、名称、代表者の役職及び氏名を記載し、押印してください。

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 株式会社TOHOKUMETI
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 東北 太郎
資本金又は出資の額 2,000 万円 常時使用する従業員の数 34人
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 設立年月日 平成〇〇年〇月〇日

●資本金又は出資の額

- ・個人事業主など、資本金を有しない場合は記載不要です。

●法人番号について

- ・**13桁**であることを確認してください。

以下のURLから自社の法人番号を確認することができます。

国税庁HP：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

★注意点・よくある間違い

- ・12桁の会社法人等番号と間違わないようご注意ください。
- ・個人事業主など資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、記載不要です。

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 $\left(\begin{array}{l} 21 \text{ 窯業・土石製品製造業} \\ 2114 \text{ ガラス容器製造業} \end{array} \right)$ 事業分野別指針名 $\left(\begin{array}{l} \text{製造業に係る経営力} \\ \text{向上に関する指針} \end{array} \right)$

●事業分野について

- ・計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類名と細分類名を記載します。中分類の中で所管省庁が異なる場合があるので、必ず細分類名も併記してください。併せて中分類コードの2桁の数字と、細分類コードの4桁の数字を必ず記載してください。

●事業分野別指針名について

- ・計画で取り組む事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。
- ・事業分野別指針が定められていない場合 (=基本方針に基づいて作成する場合)には記載不要です。
- ・記載する場合は「〇〇業に係る経営力向上に関する指針」と記載してください。
- ・複数の分野にまたがる場合は列記してください。

3 実施時期

令和元年7月～令和4年6月

●実施時期について

・実施時期は、3年間（36ヶ月）・4年間（48ヶ月）・5年間（60ヶ月）の3つのうちいずれかです。

（誤）令和元年7月～令和4年7月（37ヶ月であり12ヶ月単位でない）

（正）令和元年7月～令和4年6月（36ヶ月である）

なお、計画の開始時期や終了時期は、決算月と同一にする必要はありません。

・認定前に設備を取得した場合、計画の遡及申請は、経営力向上設備を取得してから2ヶ月を限度とします。

なお、事業承継等に関する支援措置を利用する場合には、遡及申請はできません。

（誤）申請月 令和2年7月 取得時期 平成2年4月 ※2ヶ月超の遡及となり認められない

（正）申請月 令和2年7月 取得時期 令和2年5月

・設備投資の取組がある場合、設備取得は、実施時期内である必要があります。

（誤）取得時期 令和元年6月 実施時期 令和元年7月～令和4年6月

（正）取得時期 令和元年7月 実施時期 令和元年7月～令和4年6月

4 現状認識

①	自社の事業概要	昭和〇〇年設立、〇〇や各種〇〇など〇〇各種ガラス瓶及び金型の製造が主な事業。各種検査の受注も行っており、売上げ比率は9：1程度。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	<p>【顧客・取引先の状況や推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主力商品は、酒類、清涼飲料類、調味料容器などのガラス瓶であり、主な取引先は、●●ビール、●●飲料など大手●社のほか、地元の●●などの食品加工品製造業者など●●社である。 <p>【市場の規模やシェア、競合の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場の動向としては、●●などの環境規制及び近年の軽量化瓶成型技術の向上により、●●などでの需要が増えつつある。 ・競合は、中小を中心に県内に●社、東北管内に●社程度である。 <p>【自社の強み・弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強みは、ガラス瓶成型に関する長年の技術をデータベース化しており、様々な材料や用途に合わせて金型から製造までのシミュレーションが可能であり、メーカーに対して提案ができることである一方、●●等設備の老朽化が激しいのが弱みである。
③	自社の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・売上げは、主に●●飲料向けの国内生産が順調に推移しているほか、●●などの海外の化粧品メーカーからの受注が増加傾向にあることから、平成29年度は●●●百万円、平成30年度は●●●百万円と増収である。 ・一方、本業の業況を示す営業利益は、平成29年は●●，●●●千円、平成30年度は●●，●●●千円と減益である。この要因としては、成型材の原料高騰のほか、平成●●年の●●工場の改修による減価償却などが影響している。 ・設備の老朽化による生産効率向上の限界、技術承継が進んでいないことによる熟練者への労働作業の偏りなどが高コスト化となり、労働生産性が低い要因となっている。

●①自社の事業概要について

- ・現に自社が営む事業（主業、副業）と事業構成、売上高など、自社の事業について記載してください。
- ・事業分野別指針において規模別に取り組内容や取組む項目数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを必ず明記してください。※記載例：事業分野別指針における規模は○規模に該当する。

（参考）

- ・製造業の指針の場合、常時使用する従業員の数によって小規模、中規模、中堅の3つに分類されます。
- ・卸・小売業の指針の場合、売上高によって小規模、中規模、中堅の3つに分類されます。
- ・石油卸売業・燃料小売業の指針の場合、従業員数によって小規模、中規模、中堅の3つに分類されます。
- ・基本方針の場合はこれらの区分はありません。

●②自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向について

- ・自社の商品・サービスについて、以下の3項目について必ず記載してください。
①顧客・取引先の状況や推移 ②市場の規模やシェア、競合の状況 ③自社の強み・弱み
- ・これらを記載のうえ、自社の弱みや強みを踏まえて、今後取り組むべき方向性や改善すべき内容がわかるように記載してください。

★注意点・よくある間違い

- ・①～③のうち、何れかが記載されていない。
- ・特に、③の強み・弱みについて両方の記載が無い申請が多いので注意してください。

●③自社の経営状況について

- ・売上高増加率、営業利益率、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率等の指標について、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。
- ・上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」をご活用ください。
- ・また、小規模事業者の方は、経営計画作成アプリ「経営計画つくるくん」も加えてご活用ください。

★注意点・よくある間違い

- ・ローカルベンチマークを活用した場合、指標の算出と自社の経営状況に書かれている内容が一致しないものが散見されます。
- ・自社の経営状況では、これらの指標について期毎の変動要因や発生原因などについても分析しつつ記載してください。
- ・「5」において記載した各種指標（労働生産性等）について、その指標と経営状況との関係も忘れずに記載してください。

★記載のポイント～「4 現状認識」と「6 経営力向上の内容」とのつながりについて～

- ・「4 現状認識」②、③で記載した自社の強み・弱み、課題や改善の方向性と、「6 経営力向上の内容」との整合性を確認してください。
- ・具体的には、
「4」では自社の強み・弱み、課題や改善の方向性など必要な取組を明らかにし、
「6」ではこれらの課題等を改善・解決するための取組とその成果を基本方針・事業分野別指針に基づき記載してください。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状 (数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A) / A) (%)
(例) 労働生産性	●●千円	●●千円	●. ●%

●指標の種類について

- ・本欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合には、各事業分野別指針で定められた指標を選択する必要があります。
- ・製造業の事業分野別指針では「労働生産性、売上高経常利益率、付加価値額」の3つの指標から一つを選択して記載してください。
- ・卸・小売業の事業分野別指針では「労働生産性」を指標とし記載してください。
- ・石油卸売業・燃料小売業の事業分野別指針では「労働生産性、売上高経常利益率、付加価値額」の3つの指標から一つを選択して記載してください。
- ・基本方針に基づいて策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

●現状、計画終了時の目標、伸び率について

- ・「現状」には直近の数値を記載し、「計画終了時の目標」には「6」で実施する取組を行った結果想定される目標値を記載してください。
 - ・数値の単位を忘れずに記載してください。
 - ・伸び率の計算に間違いがないか確認してください。
 - ・伸び率は四捨五入せず、切捨てで条件を満たしているか確認してください。
- 例えば、伸び率が0.9999・・・%の場合、1%以上の条件は満たしません。

★**注意点・よくある間違い**

- ・本申請書に記載する労働生産性の計算式は、ローカルベンチマークを用いる場合と異なりますので注意してください。

①本申請書における労働生産性の計算式

(営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数または、労働者数×一人当たりの年間就業時間)

②ローカルベンチマークにおける労働生産性の計算式

営業利益 ÷ 労働投入量 (労働者数)

事業承継の取組が無い場合は、(1) 有 (2) 無を囲んでください。
 事業承継の取組がある場合は、(1) 有又は無、(2) 有を囲んでください。
 なお、(1) 無 (2) 無との記載となることは無く、必ず(1)(2)どちらかが有もしくは両方有となります。

6 経営力向上の内容

(1) 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無

(3) 具体的な実施事項

	事業分野別指 針の該当箇所	事業承継等 の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア	ハ(2)		【暗黙知の形式知化】暗黙知の形式化と技術の承継を図る。 ガラス成形では、高温ガラスと金型の焼き付きや成形品を取り出す際の金型との摩擦などは製品外観に影響することからシミュレーションだけでなく現場での実際経験が重要である。そこで、半年に1回程度だった熟練技術者を講師とした若手に対する現場研修を月1回に増加するとともに、シミュレーションとの差異について製造工程の作業手順書を新たに整備する。これを通じて社内での技術力の維持向上を図るとともに、労働分配の偏在を解消、低コスト化に繋げていく。	
イ	イ(1)		【多能工化及び機械の多台持ちの推進】多能工化の推進を行う。ガラスの高温粘弾性や微視的なモールドシミュレーションは工数削減と安定生産には不可欠であるが、現在こうしたシミュレーションを扱える社員が1名しかいない。そこで●●社を講師として若手3名を対象に研修を行いモデリングと現場での金型成型との多能工化を図る。	○
ウ	ホ(1)		【設備投資】●●外観検査装置を導入する。従来よりも検査ステーションが50%増加するだけでなく、回転による検査が可能で、かつ搭載量も増えることから、1分あたりの検査数量が従来の2倍に向上する。また、検査結果を既存データベースに連動させることが可能でシミュレーション技術の向上にも繋がる。これにより、生産性・製造技術の向上と低コスト化、高付加価値化を図り、労働生産性の向上に繋げていく。	○

●事業分野別指針の該当箇所について

- ・以下の中小企業庁のHPで最新の基本方針・事業分野別指針を必ず確認してください。
- ・基本方針:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190719kihonhoushin.pdf>
- ・製造業の事業分野別指針:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716shishinbunva01.pdf>
- ・卸売・小売業の事業分野別指針:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716shishinbunva02.pdf>
- ・石油卸売業・燃料小売業の事業分野別指針:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716shishinbunva17.pdf>
- ・学習塾業の事業分野別指針:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716shishinbunva20.pdf>
- ・自社取組が該当する基本方針または事業分野別指針の中から、自社に必要な経営力向上の取組を選択して記載してください。
- ・自社に必要な取組とは、「4」で記載した自社の弱みや課題を改善・解消し経営力の向上が期待できる取組や自社の強みを活かし取り組むことで経営力の向上が期待できる取組等をいいます。
- ・事業分野別指針に基づく取組の場合は、取組事項の記号をカタカナと数字の両方で記載してください。
- ・基本方針の場合には、「該当箇所」は記載不要です。

★注意点・よくある間違い

- ・卸売・小売業の指針では「Iイ(i)」、「IIロ(2)(ii)(イ)」等の記号を記載してください。

●事業承継等の種類について

- ・事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください。

①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑤株式交換、⑥株式移転、⑦株式交付

⑧事業又は資産の譲受け、⑨株式又は持分の取得、⑩事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

●実施事項について

- ・記載する際は以下の3点を必ず記載してください。

①取組を行う背景・目的 ②取組内容 ③取組により期待できる効果

- ・基本方針や事業分野別指針に定められている取組内容を参考にしつつ、自社の具体的な状況に合わせて記載してください。

★注意点・よくある間違い

- ・「4」で記載した自社の強み弱みや改善の方向性と「6」の実施事項に記載の取組内容について整合がとれていないことが散見されますのでご注意ください。

(例)

「4」では、熟練工から若手技術者への事業の継承が必要であるとしながら、「6」に該当する取組がない

- ・経営力向上設備を導入する場合には、単なる導入にとどまらず、これにより向上する精度や技術、最終的に向上する付加価値や削減されるコストなどについて記載してください。

- ・既に行っている取組を記載する際は、今までの取組状況について内容や課題を記載し、これに発展や改善を加えた取組を記載してください。

●新事業活動への該非

- ・新事業活動へ該当する取組として○を記載する場合は、該当する理由を実施事項に明記してください。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
ア、イ	経営指導員人件費	自己資金	2,000
ウ	経営力向上設備導入費	自己資金	5,000
ウ	経営力向上設備導入費	補助金	8,000
ウ	経営力向上設備導入費	融資	17,000

●実施事項について

・「6」の取組を実施するため必要になる資金についてすべて記載してください。

●使途・用途について

・実施事項ごとにその事項を実施するため必要になる資金について、その事項の具体的な使途・用途を記載してください。

●資金調達方法について

★注意点・よくある間違い

・同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください（上記ウを参照）。

●金額について

・経営力向上設備導入費については、「8 経営力向上設備等の種類」を記載する場合は、その合計金額と一致しているか、もしくは、その合計金額より上回っているかを確認してください。

・単位の記載があるか、単位が間違っていないか確認してください。

●クロスボーダーローンの利用について

・日本政策金融公庫のクロスボーダーローンやスタンバイ・クレジット制度の利用を希望する場合は、「使途・用途」欄に「外国関係法人名」、「資金調達方法」欄に「融資」と記載してください。

★注意点・よくある間違い

・以下の(2)及び(3)については、中小企業信用保険法の特例による金融支援措置（事業承継等に必要資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）を希望する場合にのみ記載してください。

(2) 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等
134,500 千円	貸借対照表

(3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率	証明書等
4.9倍	貸借対照表、損益計算書

●単位について

・(2)及び(3)については単位も記載してください。（純資産の合計額は、添付する証明書等の単位により計算してください。）

●EBITDA有利子負債倍率について

・EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)
「(営業利益＋減価償却費) > 0」となる必要があります。

8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	ウ	R1.7	国A・ <u>国B</u> ・国C	〇〇検査器/meti001	●●県××市
2	ウ	R1.7	<u>国A</u> ・国B・国C	▼▼検査機器/THK001	●●県××市
3	ウ	R2.6	国A・国B・ <u>国C</u>	〇〇会議システム一式	●●県××市

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1	機械装置	20,000	1	20,000	2020〇〇〇〇東北経強申第〇号
2	機械装置	5,000	1	5,000	123456
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	2020〇〇〇〇東北経デ申第〇号

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	2	25,000
	器具備品	0	0
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	30,000

●実施事項について

・「7 (1) 具体的な資金の額及びその調達方法」で「経営力向上設備導入費」を記載した場合は、「7 (1)」に記載した実施事項の記号を記載してください。

●取得年月について

- ・取得年月は、「3 実施時期」の期間内に含まれている必要があります。
- ・設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に申請書が受理される必要があります。【再掲】

●利用を想定している支援措置について

・設備ごとに想定している支援措置（国A：中小企業強化税制A類型 国B：中小企業経営強化税制B類型 国C：中小企業経営強化税制C類型）に○を記載ください。

●設備等の名称／型式について

★注意点・よくある間違い

- ・ 国税A類型に基づく税制措置を受ける場合は、
工業会等から入手した証明書に記載されている名称及び型式と一致させてください。
- ・ 国税B類型及び国税C類型に基づく税制措置を受ける場合は、
経産局からの確認書に記載されている名称及び型式と一致させてください。

●所在地について

- ・ 設備の設置場所所在地を都道府県と市町村について記載してください。

●設備等の種類について

- ・ 各設備の減価償却資産の種類 (機械装置・器具備品・工具・建物附属設備・ソフトウェアのいずれか) を記載してください。
- ・ 設備がいずれの減価償却資産に該当するかは事業者の判断になります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、最寄りの税務署までご確認ください。
- ・ 段落が変わっていますが、各番号の設備の情報を続けて記載してください。
- ・ 例えば、1番の設備等の種類には「〇〇検査器/meti001」の減価償却資産の種類を記載してください。

●単価について

- ・ 設備の種類ごとの最低価格要件を満たしていることを確認してください。(機械装置は160万円以上、工具・器具備品は30万円以上、建物附属設備は60万円以上、ソフトウェアは70万円以上)
- ・ 税込か税抜で記載するかについては、申請者が通常使用している取得価額の算定基準に合わせて記載してください。

●証明書等の文書番号等について

- ・ 国税A類型に基づく税制措置を受ける場合は、
工業会等から入手した証明書に記載されている整理番号を記載してください。
- ・ 国税B類型(国税C類型)に基づく税制措置を受ける場合は、
経産局からの確認書に記載されている文書番号「2020〇〇〇〇東北経強(経デ)申第〇号」を記載してください。

●設備等の種類別小計及び合計欄

- ・ 各設備の種類ごとに数量、金額の小計を記載してください。
- ・ 合計欄にも忘れずに設備の合計数量、合計金額を記載してください。

★注意点・よくある間違い

- ・ 「8」を記載する場合は、工業会等から入手した証明書や経産局からの確認書を申請書に添付して提出する必要があります。
- ・ 国税A類型に基づく税制措置を受けるために、経営力向上計画を申請する場合には、工業会等から入手した証明書の写しを提出してください。
- ・ 国税B類型及び国税C類型に基づく税制措置を受けるために、経営力向上計画を申請する場合には、経産局からの確認書等の写し一式(確認書と申請書一式)を添付してください。

※以下の9番以降の項目については、6番の事業承継の取組がある場合のみ記載してください。

9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

●9番について

・事業承継等を行う場合であって、かつ、以下のいずれかの特定許認可等の承継を希望する場合にのみ記載ください。

旅館業、建設業、火薬類製造業・火薬類販売業、一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、
一般ガス導管事業

・許認可承継の特例を利用する場合には、対象となる許認可の所管行政庁の申請窓口へ、事前にご相談ください。別途書類の提出が求められる場合や、許認可関連の審査に日数が必要になる場合があります。

10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

	実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1						
2						
3						

(家屋)

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1						
2						
3						

●10番について

・事業承継等を行う場合であって、かつ、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置を希望する場合にのみ記載ください。記載に当たっては、当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載ください。

・「実施事項」、「事業承継等の種類」欄の記載が、「6 経営力向上の内容」の記載内容と整合性がとれているかご確認ください。

・事業承継等の種類が、①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑧事業又は資産の譲受け、のいずれかの場合に、登録免許税の軽減措置を受けることができます。

1 1 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容
(土地)

	実施 事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業又は資産の譲受 け元名
1					
2					
3					

(家屋)

	実施 事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業又は資産の譲受 け元名
1					
2					
3					

● 1 1 番について

- ・ 様式第 2 にのみ記載項目があります (様式第 1 の記載項目は「1 0」までとなります)。
- ・ 事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合 (様式第 2 でご申請いただく場合) のみ記載ください。記載に当たっては、当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載ください。
- ・ 不動産取得税の軽減措置を希望する場合は、当該不動産の所在する都道府県庁を經由して申請を行ってください。
- ・ 「実施事項」欄の記載が、「6 経営力向上の内容」の記載内容と整合性がとれているかご確認ください。

その他注意事項等

●『経営力向上計画申請書記載のポイント』について

- ・本ポイントは東北経済産業局がこれまでの認定手続において気づいた点を基に独自に作成したものです。
なお、本ポイントのとおり記載をしても認定を受けられることを保証するものではありません。
また、東北経済産業局以外が申請先の場合、本ポイントのほか、別途修正や添付書類を求められることがあります。申請先が当局でない場合は、申請先に事前にお問い合わせください。

●「チェックシート」について

- ・最新版が随時中小企業庁HPに掲載されています。提出前に最新版であるかをご確認ください。

●作成ファイルのメール送付について

- ・これまで当局で受け付けた申請書の大半において、記載内容の修正をお願いしているところです。
Word等により申請書を作成いただいた場合は、申請書（紙）を郵送いただく前に、東北経済産業局HP掲載のメールアドレス宛（thk-kkk アットマーク meti.go.jp）に電子データ（Word等）を送付いただければ、事前確認やメールのやりとりが可能です。なお、メール提出のみでは受理扱いとなりませんので、余裕を持ってご郵送いただきますようお願いいたします。

●変更申請について

- ・経営力向上計画は原則1事業者1認定であり、税制措置適用を希望する設備の追加取得等については、変更申請が必要になります。詳細は、東北経済産業局HPにある当局独自の資料「経営力向上計画変更申請書記載のポイント」や、中小企業庁HPをご確認ください。

●経営力向上計画に関するホームページ

- ・中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
- ・東北経済産業局HP：https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/keieiryokukojo.html

提出書類チェック

- 申請書の原本1部
- チェックシート原本1部
- 切手貼付済の返信用封筒（A4）1通（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額の切手を貼付してください）
- 工業会等からの証明書写し（国税A類型に基づく税制措置を受ける場合）
- 経産局からの確認書及び確認申請書写し（国税B類型及び国税C類型に基づく税制措置を受ける場合）
- 事業承継等に係る契約書（又はそのドラフト） ※事業承継等について支援措置を受ける場合
- 事業承継等に係る誓約書 ※事業承継等について支援措置を受ける場合
- 被承継者が特定許認可等を受けていることを証する書面 ※許認可承継の特例を受ける場合
- 転送用封筒（提出先省庁を宛名に記載したもの。A4）1通 ※都道府県経由（様式第2）の申請の場合